

【特 記 仕 様 書】

(樹木の処分)

- 1.) 剪定・伐採・除草・清掃等により発生した樹木等は表 1.の「受入基準」に基づき、ごみ固形燃料工場（RDF）又は西部清掃工場、もしくはリサイクル工場で「廃棄物搬入届兼許可伝票」を使用して処分すること。
 「廃棄物搬入届兼許可伝票」が必要になった場合は、使用予定枚数を公園緑地課へ報告し受け取ること。
 なお、受け取った「廃棄物搬入届兼許可伝票」で未使用のものがあれば、遅滞無く公園緑地課へ返却すること。

表 1. 受入施設および受入基準

	受入施設	受入基準 1	受入基準 2
①	ごみ固形燃料工場 西部清掃工場	幹の直径 <u>10 cm</u> 以下の樹木	長さ <u>50 cm</u> 以下の樹木・草等
②	リサイクル工場	幹の直径 <u>20 cm</u> 以下の樹木	長さ <u>2 m</u> 以下の樹木等
③	チップ化施行業者	幹の直径 <u>20 cm</u> を超えるもの	2.)「条件」ア), イ), ウ)

- 2.) 表 1.①, ②の基準に適合しない樹木（幹の直径が 20 cmを超えるもの）は「チップ」として再利用するため、下記の条件に適合するよう処理し、チップ化施工業者（表 2.）へ直接搬入するものとする。

「条件」

- ア) 幹の 直径 20 cmを超えるものは、長さ 3 m未満に切断し搬入する。
 イ) 小枝・葉又は腐っている樹木はチップ化製品に適合しないため取り除いて搬入する。
 ウ) 小枝・葉又は腐っている樹木はごみ固形燃料工場（RDF）及び西部清掃工場へ搬入する。

表 2. チップ化施行業者

①企業名	大光産業	②企業名	笠岡物産・大洋物産
場 所	福山市南松永町四丁目 2-55	場 所	福山市南松永町三丁目 1-52
電話番号	934-4868	電話番号	933-5669
受入時間	8:30~17:00	受入時間	8:30~17:00

(施工管理)

1.) 高木 (せん定・伐採)

施行前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。

せん定樹木の幹周 (胸高約 1. 2 0 m) を測定し写真管理すること。

2.) 中低木 (せん定・伐採)

施行前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。

せん定後の樹高・幅・長さ を測定し写真管理すること。

3.) 下枝せん定

下枝せん定とは、地面より高さ 3. 0 0 m までの支障となる枝並びに道路または隣接する家屋等に侵入している枝等を付根から刈り取ることを言う。

施工前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。

4.) 清掃

施行前・施工状況・施工後の状況を写真管理すること。

5.) 除草

施工前・施工状況・施工後の状況を写真管理すること。

6.) 薬剤散布

施工状況及び薬剤使用量を写真管理すること。

7.) 処分

積込前と積込後の状況を写真管理する。その際には、黒板に「廃棄物搬入届兼許可伝票ナンバー」を明記し写真内へ表示すること。

8.) 伐採

施工前・施工状況・施工後の状況を写真管理すること。

9.) 植栽

施工前・施工状況・施工後の状況を写真管理すること。

(留意事項)

剪定を実施した樹木 (サクラ) の枝等の切断面に、切口養生剤を塗布すること。

(交通誘導員)

項目	事項	該当	内容
安全対策	交通誘導警備員	無し	
	特別な交通安全対策が必要	無し	

本業務において交通誘導員の積上げ人数については、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による積上げ人数の増員に対する変更は行わない。

(その他)

本特記仕様書、及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を受けること。

本 委 託 費 内 訳 表					
費目・工種・施工明細など	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費					経費・単価適用日： 0-03.08.01 工種：公園工事 施工地域補正区分：補正なし
剪定工					
高木 夏期：幹周60cm以上120cm未満 10本未満	本	3			公管共単第36表
高木 幹周120cm以上150cm未満 10本未満	本	2			公管共単第36表
高所作業車 ガ-ム型・標準デッキタイプ 作業床高：12m	日	1			
伐採工					
伐採 幹周20cm以上30cm未満	本	1			公管共単第32表
伐採 幹周60cm以上90cm未満	本	3			公管共単第34表
伐採 幹周90cm以上120cm未満	本	2			公管共単第35表
伐採 幹周120cm以上150cm未満	本	1			公管共単第49表
樹木管理(撤去木運搬) 0.15 ≤ C < 0.25 15km < L ≤ 20km	本	1			公管共単第37表
樹木管理(撤去木運搬) 0.60 ≤ C 15km < L ≤ 20km	本	5			公管共単第37表
樹木管理(撤去木運搬) 1.20 ≤ C < 1.50 15km < L ≤ 20km	本	1			
直接委託費					
共通仮設費率分					
計算情報… 対象額… 率…	式	1			
共通仮設費計					
純委託費					
現場管理費	計算情報… 対象額… 率…	式	1		
委託原価					
一般管理費 率分	計算情報… 対象額… 率…	式	1		前払補正率…

本 委 託 費 内 訳 表					
費目・工種・施工明細など	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般管理費計					
委託価格					
消費税相 当額					
計算情報… 対象額…… 率……………	式	1			
委託費計					

位置図 S=1/10,000



